

### 3. 利子補給等補助金制度

○物価高騰等対策利子補給 (問合せ先 産業振興係 ☎025-520-5729)

補助対象	新潟県セーフティネット資金（経営支援枠） 物価高騰等対策特別融資利用の中小企業者等
補助対象融資限度額	1,000万円以内
補助率	年1.0% 2年分の利子相当額

※ 利子補給を受けるには、市への申請が必要です。

○米国関税対策利子補給 (令和7年6月13日から支援開始)  
(問合せ先 産業振興係 ☎025-520-5729)

補助対象	新潟県セーフティネット資金（経営支援枠） 米国関税対策特別融資利用の中小企業者等
補助対象融資限度額	1,000万円以内
補助率	年1.0% 2年分の利子相当額

※ 利子補給を受けるには、市への申請が必要です。

○小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給 (問合せ先 産業振興係 ☎025-520-5729)

補助対象	小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の設備資金
申請者	上越商工会議所・市内各商工会（左記団体が利用者をとりまとめます。）
補助率	年0.5%

○創業支援利子補給 (問合せ先 産業振興係 ☎025-520-5729)

補助対象	市内金融機関から事業のための資金を借入れる創業者及び第二創業者
補助対象融資限度額	①一般枠：500万円 ②特定創業支援等事業修了者枠：1,000万円
補助内容	創業者・第二創業者が事業のために資金を借入れた場合、利子支払額相当分（最大7年間分）の全部又は一部を前渡しで補助

※ 利子補給を受けるには、市への申請が必要です。

○ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給 (問合せ先 労働係 ☎025-520-5730)

補助対象	次のいずれかの国又は新潟県の認定・登録を受けた中小企業者等 ①ハッピー・パートナー ②えるぼし ③くるみん ④ユースエール ⑤もにす
補助対象融資限度額	1,000万円
補助率	借入利子の1/2（上限10万円）
利子補給期間	1年間

※ 利子補給を受けるには、市への申請が必要です。

※ 県の「ハッピー・パートナー企業登録制度」については、令和7年度より新たな認定制度へ見直しが行われるため、当補助金の要件についても変更する予定です。